

消防団を中核とした 地域防災力の充実強化

令和2年8月21日

消防庁 国民保護・防災部 地域防災室



<目次>

1 消防団の現状 1

2 主な取組み等 6

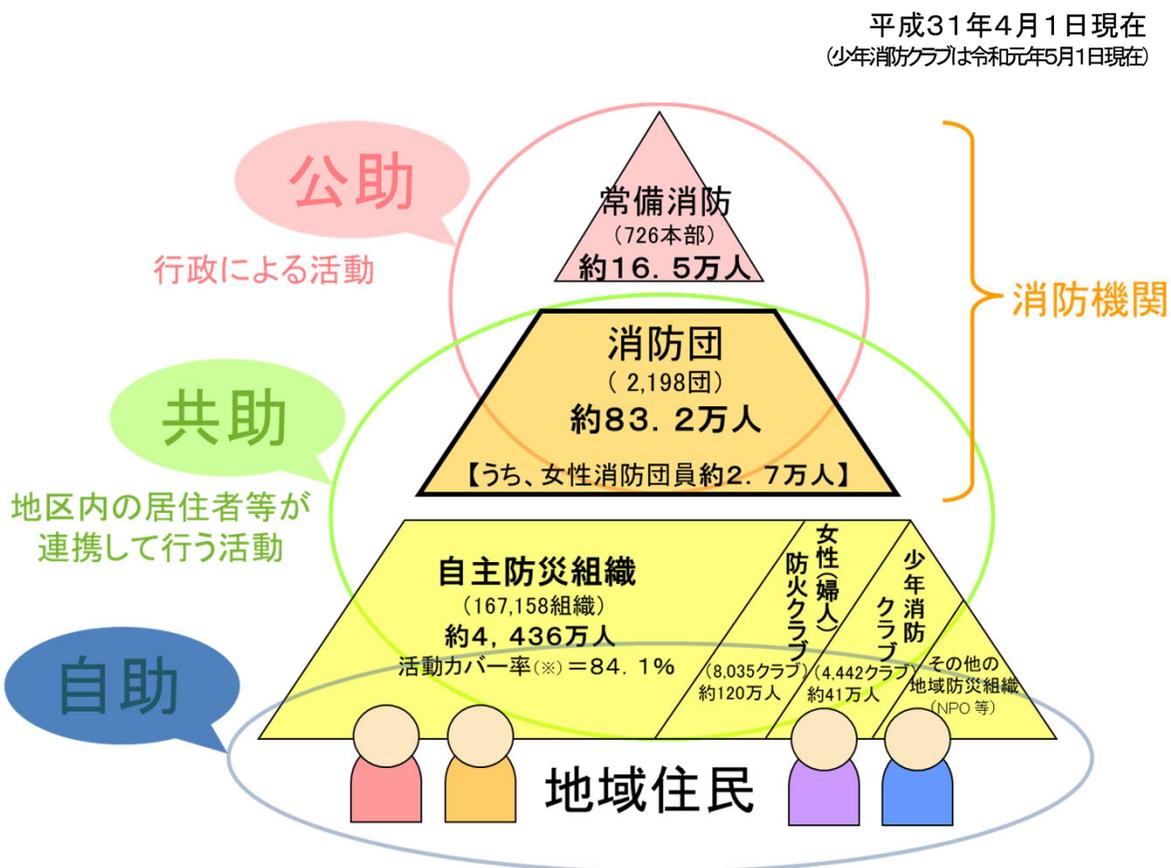
1 消防団の現状

消防団を中核とした地域防災力

1 消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年12月法律第110号）

- 目的・理念等：消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、もって住民の安全の確保に資する
- 基本的施策
 - (1) 消防団の強化：消防団への加入促進（公務員の消防団員との兼職の認め・職務専念義務の免除）、消防団活動の充実強化施策（処遇・装備・教育訓練の改善等）
 - (2) 地域における防災体制の強化

2 地域の総合防災力



3 近年の大規模災害時の消防団の活躍

【平成28年熊本地震】

●平成28年4月14日に発生した熊本県を中心とする一連の地震活動において、各消防団は、震災直後から昼夜を分かたず消火・救助活動、安否確認及び避難誘導を行うとともに、その後の避難所での活動など地域の安心・安全を守るための幅広い活動を実施。

- 熊本県 延べ活動人員 約105,000名
- 大分県 延べ活動人員 約7,400名



【平成30年7月豪雨】

●平成30年6月28日以降、西日本を中心に発生した記録的な大雨において、各消防団は、住民の救助活動や避難誘導、行方不明者の捜索、土砂等の撤去作業など、地域の安心安全を守るための幅広い活動を実施。

- 岡山県 延べ活動人員 約32,600名
- 広島県 延べ活動人員 約43,800名
- 愛媛県 延べ活動人員 約29,400名



消防団の現状①

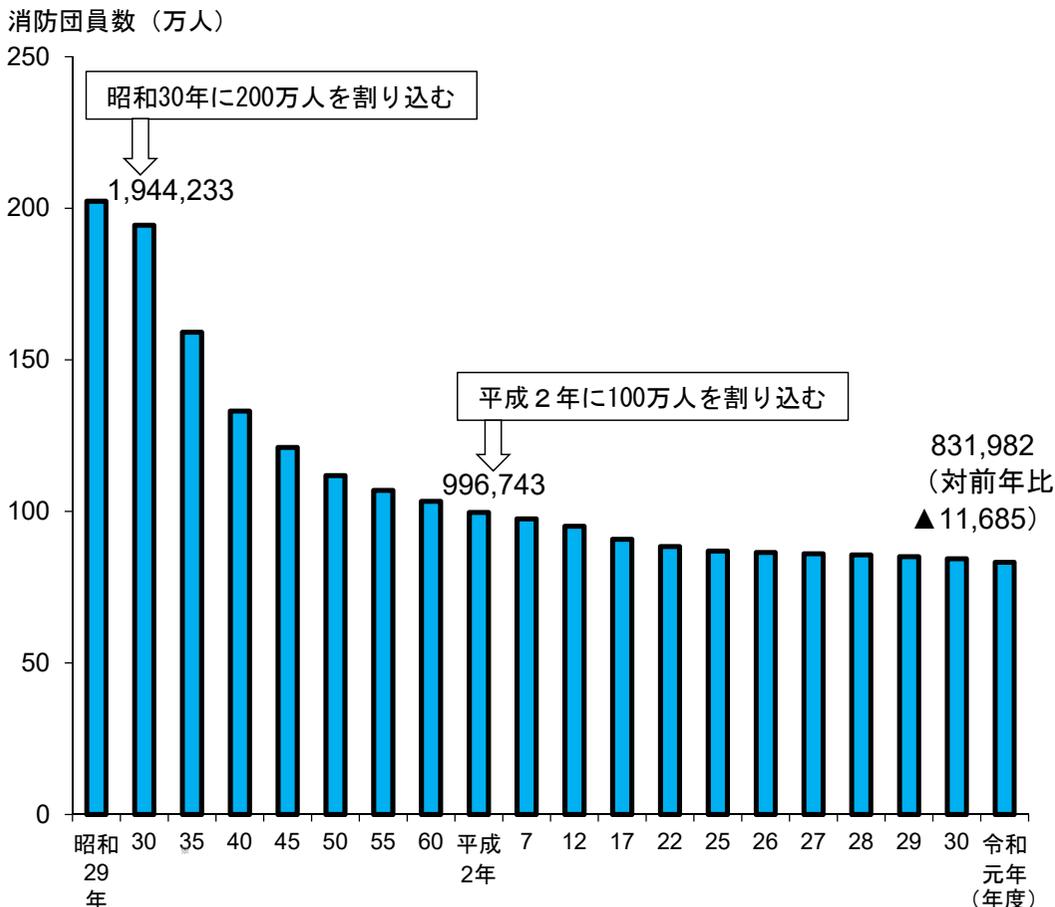
◆消防団の特質

- 消防組織法第9条～消防機関として常備消防機関と消防団(非常備消防機関)の2種類
- 団員は権限と責任を有する非常勤特別職の地方公務員(一方で、ボランティアとしての性格も有する)
- 地域における消防防災の中核的存在(要員動員力・地域密着性・即時対応力)

1 消防団・消防団員の現況 (平成31年4月1日現在)

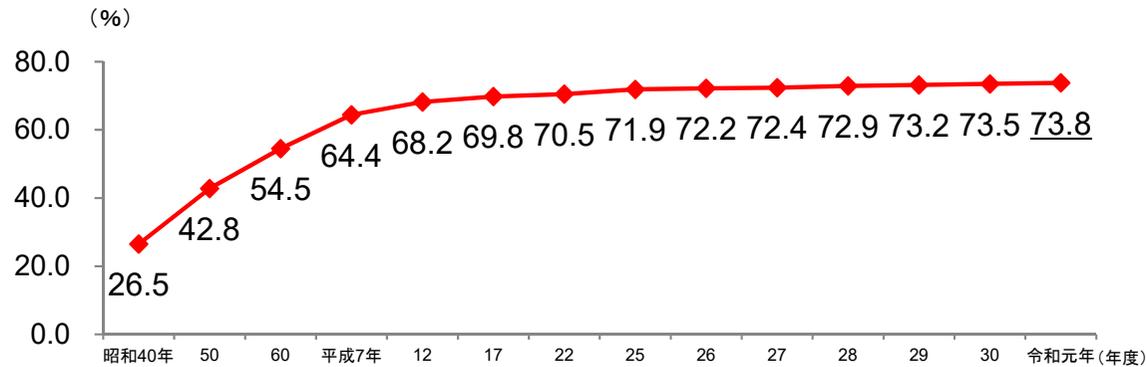
○消防団数:2,198団(全国すべての市町村に設置) ○消防分団数:22,306分団 ○消防団員数:831,982人(前年度より11,685人減少)

2 消防団員数の推移



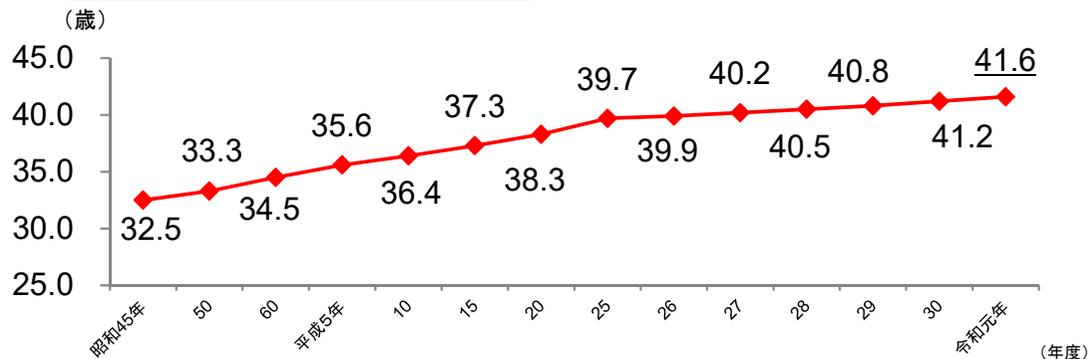
消防団員の数は、平成2年には100万人を割り、平成31年4月1日現在で約83.2万人と一貫して減少

3 被雇用者団員比率の推移



就業構造の変化により消防団員に占める被雇用者の割合が高くなってきており、被雇用者団員比率は73.8%

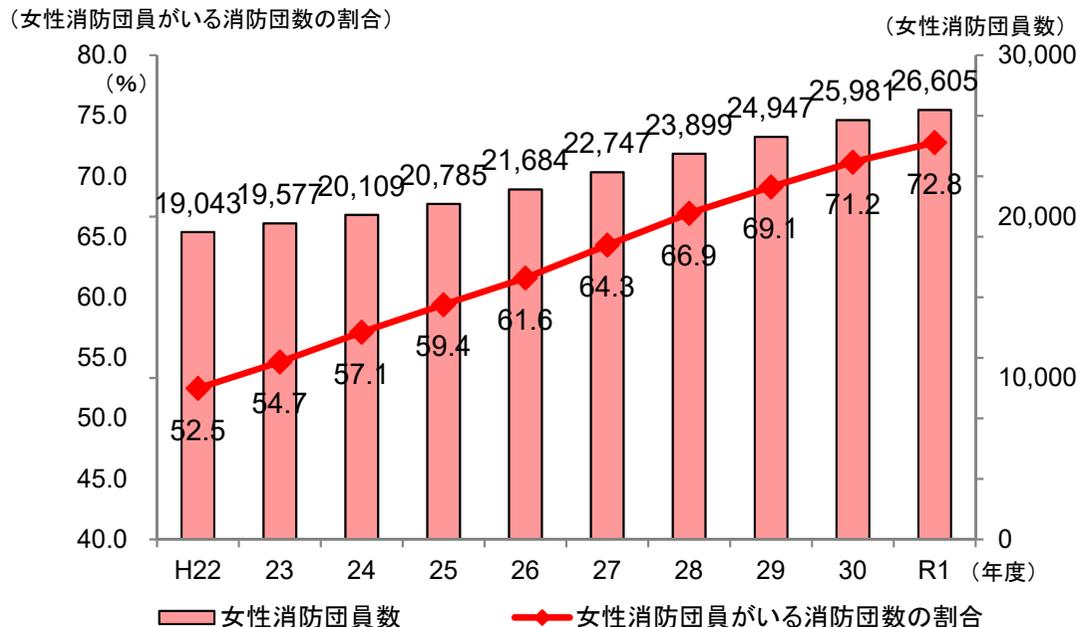
4 平均年齢の推移



消防団員の平均年齢は、平成31年4月1日現在、41.6歳

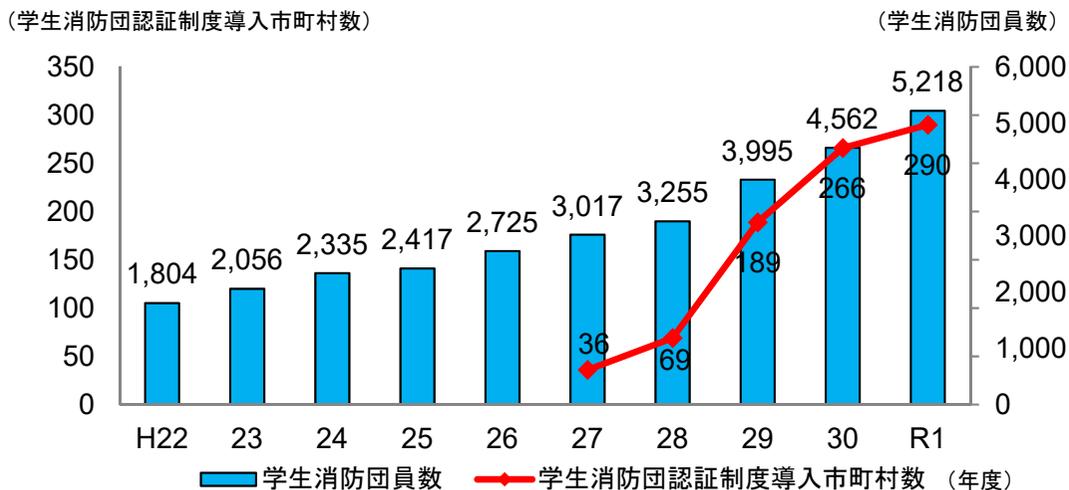
消防団の現状②

5 女性消防団員数の推移



女性消防団員数は26,605人で全体の約3.2%であり、前年度より624人増加。女性消防団員数は年々増加。

6 学生消防団員数の推移



学生（専門学校生を含む）の消防団員数は5,218人であり、前年度より656人増加。学生の消防団員数は年々増加。

7 機能別団員数の推移



機能別団員数は23,536人で、前年度より2,492人の増加。機能別団員制度の導入や拡大により、年々増加。

8 職業構成及び就業形態の状況

	被雇用者				学生	自営業 その他
	公務員	特殊法人等 (農協・公社等)	日本 郵政			
H30団員数(人)	621,290	68,477	30,103	6,651	4,562	217,815
R1団員数(人)	614,117	68,767	29,646	6,589	5,218	212,647
構成割合	73.8%	8.3%	3.6%	0.8%	0.6%	25.6%

消防団の課題

【消防団の特長】

- ◎ 地域密着性、要員動員力、即時対応力を活かした災害対応
- ◎ 地域コミュニティの維持、振興にも大きな役割

地域防災の中核的存在

【消防団の現状】

- 消防団員の減少 ⇒ 約83.2万人(平成31年4月1日)
- 団員のサラリーマン化 ⇒ 73.8%(平成31年4月1日)
- 団員の高齢化 ⇒ 平均年齢は41.6歳(平成31年4月1日)

【東日本大震災における消防団の活動】

- 水門等の閉鎖
- 住民等の避難誘導、救助
- 避難所の運営支援 など

↓
その一方で、多くの消防団員が犠牲となる
⇒死者・行方不明者 254名

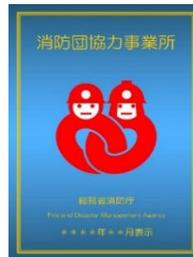
地域の防災力を確保するために消防団の充実・強化が必要

【消防団員確保のための取組】

- 地方公共団体への働きかけ
- 消防団加入促進キャンペーンの実施
- 消防団充実強化対策本部の設置(H25.12.24)
- 学生消防団活動認証制度(H26.11通知)
- 消防団協力事業所表示制度(H19.1運用開始)

◇表示証交付実績(平成31年4月1日現在)

- ・消防庁が交付する表示証(ゴールドマーク) 780事業所
- ・市町村等が交付する表示証(シルバーマーク) 16,263事業所
- ※協力事業所表示制度導入市町村 1,326市町村



消防庁が交付する表示証
(ゴールドマーク)

【消防団員の装備、教育・訓練の強化】

- 退避ルールの確立
- 消防団の装備の充実
- 教育・訓練の充実強化

2 主な取組み等

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律概要

(平成25年12月～)

第1章 総則

- 目的: 消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、もって住民の安全の確保に資することを目的とし、地域防災力の充実強化は、消防団の強化を図ること等により地域における防災体制の強化を図ることを旨として実施(1条～3条)
- 地域防災力の充実強化を図る国及び地方公共団体の責務、など(4条)
- 防災活動への参加に係る住民の努力義務(5条)
- 地域防災力の充実強化に関する、住民、自主防災組織、消防団、地方公共団体、国等の関係者相互の連携協力義務(6条)

第2章 地域防災力の充実強化に関する計画

- 災害対策基本法上の市町村地域防災計画における、地域防災力の充実強化に関する事項についての策定・実施に関する努力義務、災害対策基本法上の地区防災計画を定めた場合の、地域防災力を充実強化するための具体的な事業計画の策定義務など(7条)

第3章 基本的施策

第1節 消防団の強化等

- 消防団が将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在であることに鑑み、消防団の抜本的な強化を図るため必要な国及び地方公共団体の措置義務(8条)
- 消防団の強化に関する具体的措置
 - ・消防団への加入の促進のため必要な国及び地方公共団体の措置義務(9条)
 - ・公務員の消防団員との兼職に関する特例(10条)
 - ・事業者・大学等の協力(11条・12条)
 - ・消防団員の処遇の改善のため必要な国及び地方公共団体の措置義務(13条)
 - ・消防団の装備の改善及び消防の相互応援の充実のため必要な国及び地方公共団体の措置義務(14条)
 - ・消防団の装備の改善に対し必要な国及び都道府県の財政上の措置に関する努力義務(15条)
 - ・消防団員の教育訓練の改善及び標準化等のため必要な国及び地方公共団体の措置義務(16条)

第2節 地域における防災体制の強化

- 防災に関する指導者の確保・養成・資質の向上、必要な資機材の確保等に関する市町村の努力義務(17条)
- 自主防災組織等の教育訓練において消防団が指導的役割を担うための措置に関する市町村の努力義務(18条)
- 自主防災組織等に対する国及び地方公共団体の援助(19条・20条)
- 学校教育及び社会教育における防災に関する学習の振興のために必要な国及び地方公共団体の措置義務(21条)

※施行: 公布日(平成25年12月13日) ただし、地区防災計画関係は平成26年4月1日、兼職に関する特例は公布から6月を経過した日

消防団の充実強化に向けた近年の主な取り組み等

○機能別消防団員・分団制度の導入(平成17年～)

- ⇒ 機能別団員:入団時にあらかじめ決めた特定の活動・役割のみに参加する団員
- 機能別分団:特定の役割、活動のみを実施する分団

○消防団協力事業所表示制度の導入(平成18年～)

- ⇒ 一定の要件を満たす消防団協力事業所に対し、市町村又は消防庁が認定し、表示証を交付

○消防団等充実強化アドバイザー派遣制度(平成28年度までは消防団員確保アドバイザー派遣制度)の導入(平成19年～)

- ⇒ 地方公共団体の要請に基づき派遣し、消防団の充実強化等を助言

<平成25年:「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」の制定>

○「消防団の装備の基準」の改正(平成26年)

- ⇒ 上記法律の制定を受け、情報通信機器、安全確保のための装備等の消防団の装備を充実するよう改正

○処遇の改善(消防団員の年額報酬・退職報償金の引き上げ等)

○学生消防団活動認証制度の導入(平成26年～)

- ⇒ 真摯かつ継続的に消防団活動に取り組み、顕著な実績を収め、地域社会へ多大なる貢献をした大学生、大学院生又は専門学生について、市町村がその実績を認証し、就職活動を支援する制度

○大規模災害団員制度の導入(平成30年～)

- ⇒ 「大規模災害団員」の枠組みを示し、各地方公共団体での導入を促進

○消防団設備整備費補助金の創設(平成30年～)、補助対象資機材の拡充(令和元年～)

○消防団員等の公務災害補償に係る補償基礎額の引上げ(令和2年4月～)

○消防団員のマイカー共済の開始(令和2年4月～)

機能別団員・機能別分団について

- 機能別団員・機能別分団は、消防団員がすべての災害活動に参加する基本的な消防団制度の**補完的な制度**として、各市町村が地域実態に応じて採用（H31.4.1現在 501市町村が導入済）。

<平成17年1月26日付け消防庁消防課長通知により、全国の市町村に制度導入を要請>

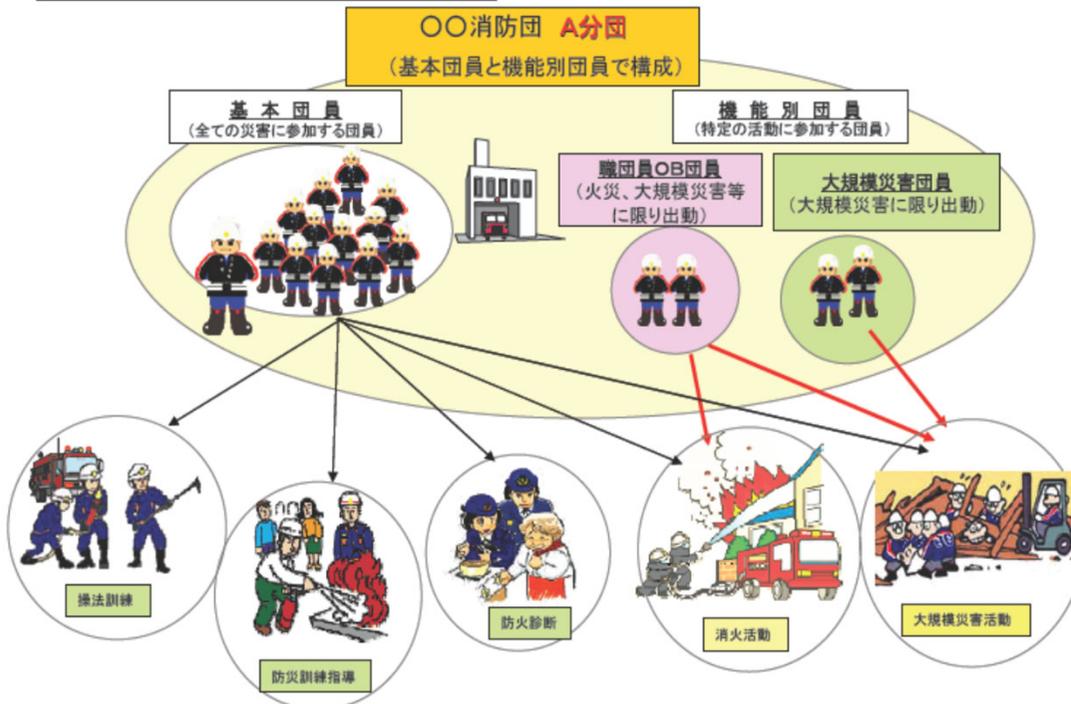
○機能別団員（特定の活動、役割のみに参加する団員）

- ・基本団員と同等の活動ができないなどの人が、入団時に決めた特定の活動・役割に参加する制度
- ・消防職員・団員OB、被雇用者、女性等が担い手となることが今後も想定される

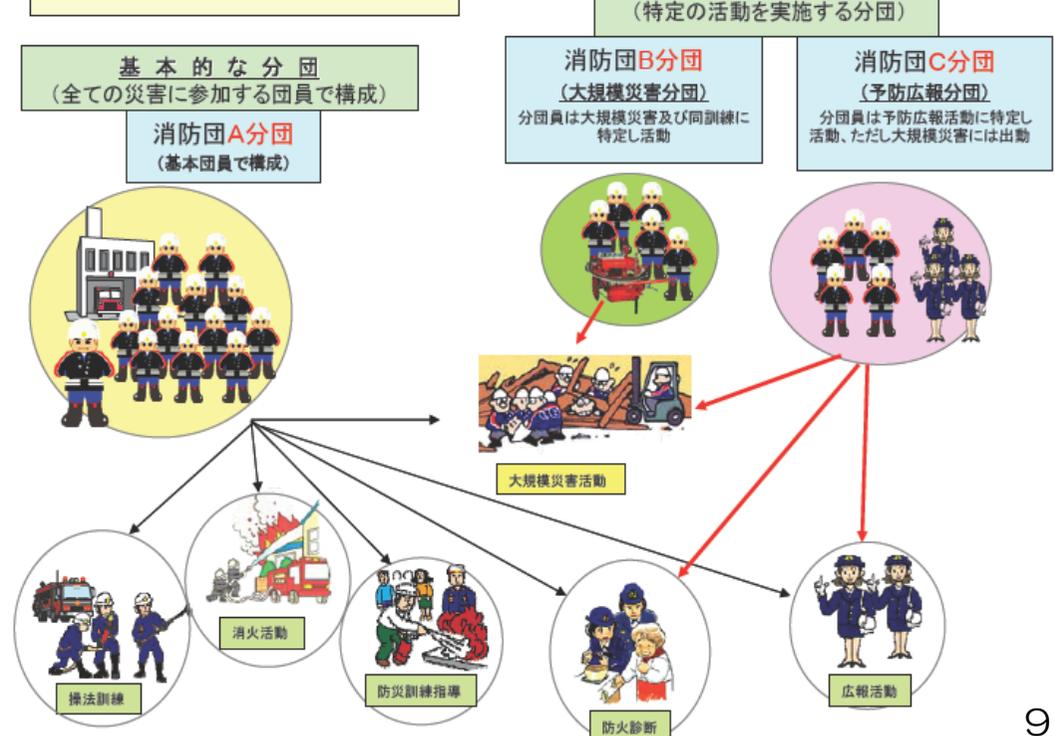
○機能別分団（特定の活動、役割を実施する分団）

- ・特定の役割、活動を実施する分団・部を設置し、所属団員は当該活動を実施する制度
- ・機能別分団の例としては、大規模災害対応、火災予防対応などを目的とした分団や事業所単位の分団

機能別団員の活用事例



機能別分団の活用事例



消防団協力事業所表示制度等について

事業所として消防団活動に協力することが、その地域に対する社会貢献及び社会責任として認められ、当該事業所の信頼性の向上につながることで、地域における防災体制が一層充実する仕組み。

認定要件

＜ 市町村消防団協力事業所（次のいずれかに該当すること） ＞

- ※市町村によって要件は異なるが、概ね次のとおり
- ・従業員が消防団に相当数入団していること
- ・従業員の消防団活動に積極的に配慮していること
- ・災害時に資機材等を消防団に提供するなど協力していること
- ・従業員による機能別分団等を設置していること 等

市町村マーク(シルバーマーク) ⇒

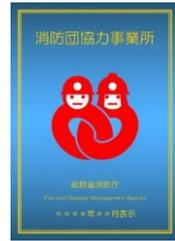


＜ 総務省消防庁消防団協力事業所（次のすべてを満たすこと） ＞

- ・市町村消防団協力事業所の認定を受けていること
- ・消防団員が従業員の概ね1割以上いること(最低5人以上)
- ・消防団活動への配慮に関して内規等に定めていること 等

消防庁マーク(ゴールドマーク) ⇒

※ 総務省消防庁消防団協力事業所数 780事業所



自治体による支援策の実施状況

＜都道府県 30都道府県＞

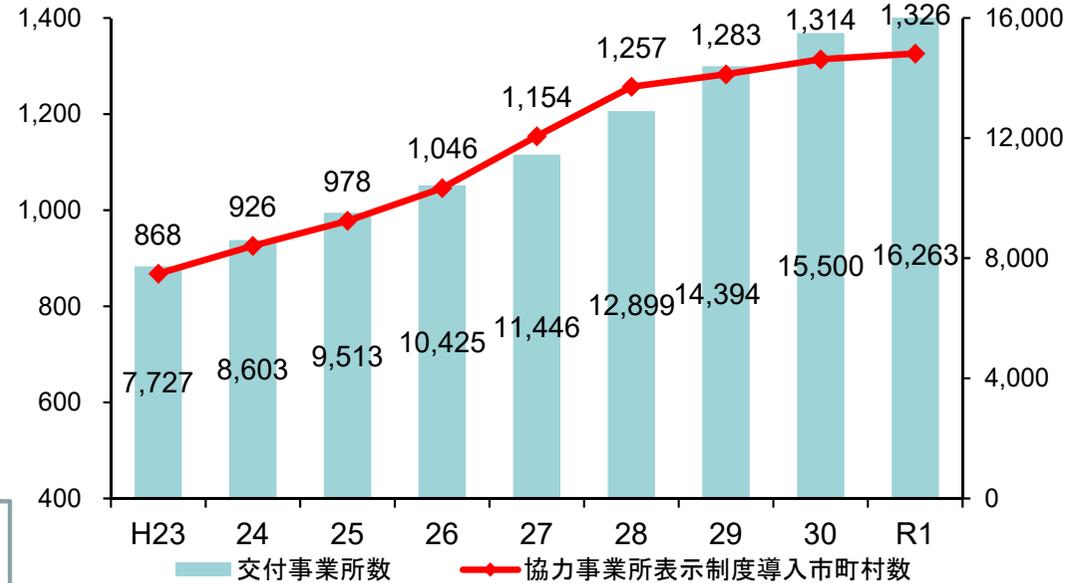
- ①減税 3県
 - ・法人事業税等の減税
 - 減税限度額 10万円（長野）、100万円（静岡）、100万円（一定の要件の場合200万円）（岐阜）
- ②金融 4県
 - ・県制度融資信用保証料割引（宮城、福島）
 - ・中小企業振興資金における貸付利率の優遇（長野）
 - ・中小企業制度融資（島根）
- ③入札 22都道府県
 - ・入札参加資格の加点 ・総合評価落札方式の加点 など
 - （北海道、青森、宮城、秋田、山形、栃木、埼玉、東京、新潟、富山、石川、福井、長野、岐阜、静岡、島根、広島、山口、高知、福岡、熊本）
- ④その他 18府県
 - ・消防団員雇用貢献企業報奨金制度（岐阜）
 - ・表彰制度（宮城、秋田、新潟、富山、福井、山梨、長野、岐阜、三重、兵庫、広島、山口、徳島、愛媛、福岡、佐賀、長崎）
 - ・物品調達における優遇（京都）
 - ・県ホームページでの事業所ホームページリンク無料掲載（山口）

（平成31年4月1日現在）

消防団協力事業所表示制度導入市町村数・市町村消防団協力事業所数の推移

制度導入市町村

市町村協力事業所数



調査対象: 1,719市町村(東京都特別区は一つの市町村として計上)

＜市町村 360市町村＞

- ①入札 233市町村
 - ・入札参加資格の加点 ・総合評価落札方式の加点 など
- ②その他 137市町村
 - ・消防団協力事業所報償金制度
 - ・協力量業所割引制度
 - ・消火器の無償提供
 - ・広報誌広告掲載料の免除
 - ・防災行政無線戸別受信機の無償貸与
 - ・表彰制度

消防団等充実強化アドバイザーの派遣

○概要等

地方公共団体等の要請に基づき、消防団等充実強化アドバイザーを当該地方公共団体等に派遣して、消防団への加入促進、消防団の充実強化及び活性化等の方策等について助言を行う制度。

アドバイザーは、地方公共団体等の推薦を受け、消防団の充実強化等に関する豊富な知識又は経験を有する者を認定。

○派遣実績

令和元年度：27団体、平成30年度：28団体、平成29年度：29団体、平成28年度：32団体

消防団等充実強化アドバイザー(令和2年4月1日現在)

	都道府県	氏名	所属団体・役職名		都道府県	氏名	所属団体・役職名
1	青森県	沖田 隆成	(元) 南部町消防団長	15	岡山県	左居 喜次	(元) 美咲町消防団長
2	岩手県	庭野 和義	(元) 久慈消防署種市分署長	16		葛原 佳史	美咲町消防団員
3	茨城県	米川 幸雄	阿見町消防団顧問	17	広島県	神村登紀恵	広島市西消防団女性隊隊長
4		山本みゆき	元阿見町消防団女性部・部長	18		柳迫 長三	広島市防災士ネットワーク代表世話人
5		伊籾 好	筑西広域市町村圏事務組合消防本部消防次長	19		平田 信夫	(元) 広島市安佐南消防団長
6	群馬県	佐藤 勝美	(元) 財団法人草加市体育協会常務理事	20		勝宮 章	(元) 呉市消防局長
7	千葉県	田邊 茂	長生郡市広域市町村圏組合消防団副団長	21	愛媛県	石丸ちえみ	松山市消防団部長
8	東京都	小澤 浩子	赤羽消防団副団長	22		玉井 公	松山市消防局地域消防推進課副主幹
9	神奈川県	丸山 正美	元横浜市消防局総務部消防団課	23		山口 賢司	(元) 宇和島地区広域事務組合消防本部消防長
10		堀下 清美	(元) 横浜市消防局女性消防団員指導者	24	福岡県	太田 和弘	北九州市若松消防署警防課警防第三担当課長
11	長野県	五十嵐幸男	公益財団法人長野県消防協会参与	25		内村美由紀	北九州市八幡東消防団副団長
12		古村 幹夫	(元) 長野県消防協会会長	26	佐賀県	古賀 大喜	公益財団法人佐賀県消防協会常務理事
13	愛知県	加藤 實	東海学園大学共生文化研究所研究員	27	熊本県	長濱 美香	平国女性分団員
14	三重県	櫻川 政子	津市消防団津方面団分団長				

「消防団の装備の基準」の平成26年改正等

1. 装備の基準の改正

改正の目的

「消防団の装備の基準」（平成26年消防庁告示第2号）について、平成25年12月13日に公布・施行された「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」を受け、情報通信機器、安全確保のための装備、救助活動用資機材等の消防団の装備を充実するよう改正（平成26年2月7日公布）。

主な改正内容

○双方向の情報伝達が可能な情報通信機器の充実（トランシーバー）

災害現場での情報共有のため双方向の通信手段を確保する観点から、団員及び団員の直近上位の階級にある消防団員にトランシーバーを配備することとした。この結果、全ての階級の消防団員に双方向通信用機器（トランシーバー等）を配備することとなった。

○消防団員の安全確保のための装備の充実（安全靴、ライフジャケット等）

風水害等の災害現場での活動時の安全を確保するため、安全靴（救助用半長靴）、ライフジャケット、防塵マスク等の装備を全ての消防団員に配備することとした。

○救助活動用資機材の充実（チェーンソー、油圧ジャッキ、投光器等）

救助活動等に必要なる自動体外式除細動器（AED）、油圧切断機、エンジンカッター、チェーンソー、油圧ジャッキ、投光器等の救助活動用資機材を全ての分団に配備することとした。

2. 地方交付税措置の拡充

上記改正に伴い、消防団の装備について、地方交付税措置を大幅増額（標準団体（人口10万人）当たり、約1,000万円（平成25年度）から約1,600万円（平成26年度）へ増額。その後も、数次増額し、平成31年度は約1,780万円。）

「消防団の装備の基準」改正内容

区分	装備品	改正内容		必要配備数
		旧	新	
安全確保のための装備	救助用半長靴(安全靴)	靴	釘の踏み抜き等から足を防護する「救助用半長靴」へ変更	全部の消防団員数
	救命胴衣、防塵メガネ、防塵マスク	規定なし	全消防団員に配備するよう明確に位置づけ	
	耐切創性手袋	規定なし	全消防団員に配備するよう明確に位置づけ	
	防火衣一式 (防火衣、防火帽、防火用長靴、防火手袋)	地域の実情に応じて数を増減可能 「防火手袋」の規定なし	消防隊の隊員数及び部長以上の階級にある全消防団員に配備 「防火手袋」を明確に位置づけ	消防隊の隊員数及び部長以上の階級にある消防団員数
双方向の情報伝達が可能な装備	携帯用無線機	分団、部等の消防団の基本的な活動単位の組織の長の階級以上の団員に配備	班長以上に消防用又は防災行政用の携帯用無線機を配備	班長以上の階級にある消防団員数
		無線受令機をもって代え、当該階級以外の団員に配備可能	削除	
	トランシーバー	規定なし	団員及び団員の直近上位の階級にトランシーバーを配備するよう明確に位置づけ	団員及び団員の直近上位の階級にある消防団員数
	車載用無線機	携帯用無線機又は無線受令機をもって代えることができる	削除	消防団の全部の車両数
	情報関連機器 (双方向通信のための機器、デジタルカメラ、ビデオカメラ)	規定なし	新設	地域の実情に応じて配備
救助活動用資機材	救急救助用器具 (担架、応急処置セット、AED、油圧切断機、エンジンカッター)	担架、応急処置用セットのみ位置づけ	自動体外式除細動機、油圧切断機、エンジンカッターを明確に位置づけ	分団等ごとに配備
	救急救助用器具 (チェーンソー、油圧ジャッキ、可搬ウインチ)	規定なし	消防隊の数に複数配備するよう、チェーンソー、油圧ジャッキ、可搬ウインチを明確に位置づけ	分団等に属する消防隊の数に応じて複数配備
	避難誘導用器具 (警戒用ロープ、拡声器)	警戒用ロープ、拡声器	消防隊の数に複数配備するよう拡充	
	夜間活動用器具 (投光器、発電機、燃料携行缶)	規定なし	消防隊の数に複数配備するよう、投光器、発電機、燃料携行缶を明確に位置づけ	
	後方支援用資機材 (エアータント、非常用備蓄物資)	規定なし	新設	地域の実情に応じて配備

(注)その他、林野火災用器具や積雪寒冷地用器具等の追加装備について、具体例を明示している。

消防団員の処遇（年額報酬及び出動手当について）

年額報酬及び出動手当

- 市町村は条例に基づき消防団員に対し、その労苦に報いるための報酬及び出動した場合の費用弁償としての出動手当を支給している。
- 支給額、支給方法は、地域事情により、必ずしも同一ではないものの、支給額の低い市町村においては、引上げ等を図る必要があり、当該団体に対し、早急にその引き上げを行うよう要請してきている。

地方交付税算入額 ・報酬(年額)36,500円(団員) ～82,500円(団長) ・出動手当(1回当たり)7,000円	交付税 単価	条例平均額(階級:団員)						
	年額報酬 (一般団員)	36,500円	29,707円 (H26)	30,201円 (H27)	30,355円 (H28)	30,473円 (H29)	30,648円 (H30)	30,801円 (R1)

- 条例で定める年額報酬（階級：団員）の状況は以下のとおり（なお、無報酬団体については、平成27年度中にすべて解消された。）
(各年4月1日現在)

年額報酬（階級：団員）	市町村数		累計	
	H27	R1	H27	R1
支給なし	3 (0.2%)	0 (0.0%)	3 (0.2%)	0 (0.0%)
1～10,000円未満	35 (2.0%)	18 (1.0%)	38 (2.2%)	18 (1.0%)
10,000～20,000円未満	377 (21.7%)	359 (20.6%)	415 (23.9%)	377 (21.6%)
20,000～30,000円未満	576 (33.1%)	560 (32.2%)	991 (57.0%)	937 (53.8%)
30,000～36,500円未満	313 (18.0%)	318 (18.3%)	1,304 (75.0%)	1,255 (72.1%)
36,500円以上	435 (25.0%)	484 (27.8%)	1,739 (100%)	1,739 (100%)

※市町村数については、日額制である3団体を除き、東京都特別区は23団体として計上している。

消防団に係る普通交付税措置（令和元年度）

標準的な市町村

人口：100,000人、面積：210km²、分団数 15分団、団員数：583人

1. 報酬等

報酬等合計 約4,560万円

○ 団員報酬 約2,180万円（団員1人年額 36,500円）

○ 出動手当等 約2,380万円（1回当たりの出動手当 7,000円）

2. 消防団の装備・車両

○ 装備（安全確保装備、情報通信資機材、救助活動用資機材等）

約1,780万円

※1 「消防団の装備の基準」の改正に伴い、H26に交付税措置拡充（約1,000万円 → 約1,600万円）

※2 標準団体の見直しに伴う団員数の増加に対応してH27～H29にかけて経費が増加

○ 車両（自動車関係経費） 約1,540万円

3. 消防団の入団促進に係る経費

500万円（H26から新たに算入）

4. その他（団員被服費、共済負担金等）

約2,800万円

標準的な市町村が消防団のために必要となる経費

合計 約1億1,190万円
（対前年度 約160万円（1.5%）増）

学生消防団活動認証制度（平成26年11月～）

真摯かつ継続的に消防団活動に取り組み、顕著な実績を収め、地域社会へ多大なる貢献をした大学生、大学院生又は専門学生について、市町村がその実績を認証し、就職活動を支援することを目的とする。

【学生消防団活動認証制度の導入状況（H31.4.1時点）】

時点	導入済団体
H28.4.1	69
H29.4.1	189
H30.4.1	266
H31.4.1	290

約4.2倍

制度の概要

認証対象者

- 1年以上の活動実績
- 在学中又は大学等を卒業して3年以内

市（町村）長

（認証の可否について審査）

「学生消防団活動認証状」及び
「学生消防団活動認証証明書」の交付

「学生消防団活動認証決定通知書」の交付

学生消防団員

消防団長

企業

就職活動時に「学生消防団活動認証証明書」を提出

消防庁様式

学生消防団活動認証状

〇〇市（町村）学生消防団活動
認証状

〇〇 〇〇 様

あなたは、真摯かつ継続的に消防団活動に取り組み、顕著な実績を収め、地域社会へ多大なる貢献をしたので、その功績を認証いたします。
（活動内容）

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇市（町村）長 〇〇 〇〇 印

（消防庁様式）

学生消防団活動認証証明書

〇〇市（町村）学生消防団活動
認証証明書

下記の者は、真摯かつ継続的に消防団活動に取り組み、顕著な実績を収め、地域社会へ多大なる貢献をしたことにより、〇〇市（町村）学生消防団活動認証制度により認証を受けた者であることを証します。

（氏名） 〇〇 〇〇
（生年月日） 平成 年 月 日
（活動内容）

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇市（町村）長 〇〇 〇〇 印

（消防庁様式）

「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に向けた重点取組事項について」のポイント (令和元年12月13日付消防庁長官通知)

1. 地域防災力の一層の充実強化に向けた議論の創出等

(1) 地域防災力自己診断カルテの活用等による議論の創出等

- 将来の地域人口等の見通しや災害発生のおそれ等を踏まえ、地域の方々と、**将来の地域防災力に関する議論を行うことが必要**。効果的に議論を進めることができるようにするため、**「地域防災力自己診断カルテ」を活用**。

(2) 将来の地域防災力に関する議論を踏まえた市町村地域防災計画の一層の充実等

- 市町村地域防災計画に**地域防災力の充実強化に関する事項を定めていない市町村については、早急に定めるとともに、地区防災計画を定めた地区について、早期に具体的事業計画を策定すること**。

2. 消防団の充実強化

(1) 消防団の充実強化に向けた定量的な目標の設定等

- 将来の地域において消防団の果たす役割、機能に関する検討を早期に行い、**消防団の体制についての定量的な目標を設定すること**。
- 消防団の充実強化に向けた**中期的な計画の策定について検討**すること。

(2) 基本団員を中心とした消防団員の確保等

- **基本団員の確保に計画的に取り組む**とともに、**「大規模災害団員」を積極的に導入**すること。消防団員の確保に当たっては**入団促進に向けた取組と退団への対策の両方を講じる**ことが重要。

(3) 多様な人材の活用

- **女性、学生、被用者、公務員等、消防職団員OB**の消防団への参加を促すこと。消防団員に占める女性の割合等や、学生消防団活動認証制度及び消防団協力事業所表示制度の導入割合について、**全国的な目標（令和4年3月末日まで等）を設定**。

(4) 社会環境の変化等に伴う退団等への対応

- **休団制度を積極的に活用**することが有意義。その活用について、**令和4年3月末日までに検討**。
- **定年年齢の引上げ、制度撤廃**について条例改正その他必要な措置を検討。**とりわけ60歳未満の定年制を導入している市町村**においては、**原則として、令和4年3月末日までにその状況を解消**。
- 本業が多忙等の理由により退団が見込まれる者については、「大規模災害団員」等への移行や休団制度の活用等により、消防団活動を継続しやすい環境を整備。
- 地方交付税単価（年額報酬36,500円、1回当たり出動手当7,000円）を踏まえ、**年額報酬や出動手当を引上げ**。**特に年額報酬が1万円未満の市町村**においては、**原則として、令和4年3月末日までに、その状況を解消するための引上げ**。

(5) 装備の改善

- 消防団の**装備の改善**を集中的・計画的に進めること。

地域防災力自己診断カルテ

別紙
P. 2
1 (1) 参照

作成年月日：令和〇年〇月〇日
地方公共団体名：〇〇都道府県〇〇市区町村

(問1) 消防団は、火災や地震・風水害等において、どのような活動を行っていますか。

[]

(問2) 前問（問1）で確認した活動内容に照らせば、現在の消防団について、その体制は足りているとお考えですか。

【考える上で参考となる指標は、例えば、消防団員数（条例定数）、実団員数、人口10万人当たりの団員数、就業形態別団員数、世代別団員数、分団数、（1の市町村に複数の消防団が存在する場合の）消防団数、（災害、火災の別での）出動回数及び出動延べ人数、消防団関連施設及び装備の充足状況、消防団関連予算・決算額が挙げられます。】

[]

(問3) 前問(問2)でお考えいただいた内容を前提に、お伺いします。

将来の地域の人口等の見通しや災害発生のおそれ等を踏まえ、将来の地域において消防団の果たすべき役割、機能はどのような姿にしておく必要があるとお考えですか。

また、当該役割、機能を果たすため、将来の消防団について、その体制をどのようにしておくべきとお考えですか。



(問4) 自主防災組織は、火災や地震・風水害等において、概ね、どのような活動を行っていますか。

[]

(問5) 前問((問4))で確認した活動内容に照らせば、現在の自主防災組織について、その体制は足りているとお考えですか。

【考える上で参考となる指標は、例えば、自主防災組織が活動範囲としている地域の世帯数及び構成員数、自主防災組織活動カバー率、(1の市町村に複数の自主防災組織が存在する場合の)自主防災組織数、(平常時、災害・火災時の別での)自主防災組織の活動延べ回数、自主防災組織関連予算・決算額が挙げられます。】

[]

(問6) 常備消防機関について、その体制は足りているとお考えですか。

【考える上で参考となる資料は、例えば、消防力カードが挙げられます。】

[]

(問7)これまでの質問に関してお考えいただいた内容を前提に、お伺いします。

我が国は、人口減少や高齢化が進行している一方で、毎年、地震や台風、豪雨、火山噴火など様々な災害に見舞われており、いつでもどこでも大きな自然災害が起こり得る時代になったことを強く意識する必要があります。

そこで、将来(5年から10年程度後)において大規模な災害が発生した場合の、地域防災力(注)をどのような姿にしておく必要があるとお考えですか。

また、そのために、どのような方策が必要であるとお考えですか。



注：「地域防災力」については、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年12月13日法律第110号）第2条において、『「地域防災力」とは、住民一人一人が自ら行う防災活動、自主防災組織（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条の2第2号に規定する自主防災組織をいう。以下同じ。））、消防団、水防団その他の地域における多様な主体が行う防災活動並びに地方公共団体、国及びその他の公共機関が行う防災活動の適切な役割分担及び相互の連携協力によって確保される地域における総合的な防災の体制及びその能力をいう。』と規定されています。

令和2年度 消防庁予算の概要

R2当初

○一般会計予算額

163.4億円

○復興特別会計予算額

7.9億円

R1補正

予算額

35.2億円(一般会計)

3カ年緊急対策

1年目 (H30補正)	2年目 (R1当初)	3年目 (R2当初)
44.1	32.3	30.2

3カ年合計 **106.6億円**

(3カ年緊急対策除く) R2当初(133.2) + R1補正(35.2) = **168.4億円** (対前年度比 25.8億円増、18.1%増)

<主な事業>

① 緊急消防援助隊の充実強化

- 緊急消防援助隊設備整備費補助金 49.9億円
- 中型水陸両用車の整備 (緊)0.7億円
- 高機能救命ボートの整備 (緊)1.5億円 (補)1.7億円
- 大型水陸両用車の整備【新規】 (緊)2.0億円
- 津波・大規模風水害対策車の整備 (緊)3.5億円
- 重機及び重機搬送車の整備 (緊)6.1億円

R2当初

68.8億円

R1補正

24.3億円

② 様々な災害に対応するための常備消防力等の充実強化

- 消防防災施設整備費補助金 13.5億円
- 市町村の消防の広域化及び連携・協力の推進 0.2億円
- #7119の全国展開をはじめとする救急需要対策の更なる充実強化 0.2億円
- 新型実火災体験型訓練施設の整備【新規】 (補)0.9億円

16.2億円

0.9億円

③ 消防団の充実強化

23.5億円

— —

④ 2020年東京オリンピック・パラリンピック等に向けた安心・安全対策の推進

- テロ対策対応資機材の整備等による消防・救急体制の構築 7.2億円

8.6億円

— —

⑤ 防災情報の伝達体制の充実強化

- Jアラートの運用・保守・更改 4.9億円 (補)4.6億円
- 防災行政無線の戸別受信機の導入促進【新規】 (補)4.2億円

13.1億円

10.0億円

<消防団関連予算> **23.5億円**

R2当初

7.2億円 (対前年度比0.2億円増)

(2) 消防団を中核とした地域防災力の充実強化 **5.3億円**

- 数値目標を含んだ、消防団の体制に関する中期的な計画策定モデル事業【新規】 0.2億円
- 企業・大学等との連携による女性・若者等の消防団加入促進支援事業 1.2億円
- 救助用資機材等の安全で円滑な利用に向けた技術講習の実施【新規】 0.5億円

緊急対策

16.4億円 (対前年度比0.1億円増)

(1) 消防団の装備・訓練の充実強化 **18.3億円**

- 救助用資機材(救命ボート・発電機・投光器・排水ポンプ等)の無償貸付【新規】 1.9億円
- 消防団救助用資機材補助金【拡充】 (緊)7.4億円 (救命ボート・発電機・投光器・排水ポンプ等メニューの拡充)
- 救助用資機材搭載型消防ポンプ自動車無償貸付 (緊)8.9億円



救命ボート



発電機



投光器



排水ポンプ

(緊): 3カ年緊急対策による事業

(補): R元補正予算

地域防災力の中核となる消防団及び自主防災組織等の充実強化

(a) 消防団の装備・訓練の充実強化

① 救助用資機材(救命ボート・発電機・投光器・排水ポンプ等)の無償貸付【新規】 1.9億円

消防団の災害対応能力の向上のため、新たに、救命ボート、発電機、投光器、排水ポンプ等の救助用資機材の消防団に対する無償貸付を実施

【無償貸付の資機材】



② 消防団救助用資機材補助金【拡充】 ⑩7.4億円 (令和元年度 ⑩7.4億円)

市町村が行う消防団の救助用資機材等の整備に対して、補助を実施(救命ボート、発電機、投光器、排水ポンプ等メニューの拡充)

【補助対象資機材】



③ 救助用資機材搭載型消防ポンプ自動車無償貸付 ⑩8.9億円(令和元年度 ⑩8.9億円)

救助用資機材等を搭載した消防ポンプ自動車の消防団に対する無償貸付を実施



※破線囲みの資機材は、メニューの拡充



【救助用資機材搭載型消防ポンプ自動車】

地域防災力の中核となる消防団及び自主防災組織等の充実強化

(b) 消防団を中核とした地域防災力の充実強化

① 消防団の体制に関する中期的な計画策定モデル事業【新規】 0.2億円

将来の人口見通し等を踏まえ、消防団員数や装備の改善など、定量的な数値目標を含む消防団の中期的な計画の策定を支援

② 消防団の連携等の支援 0.6億円(令和元年度 0.5億円)

消防団が中心となって、地区防災計画を策定した地区等で、自主防災組織等との連携により活動し、消防団員の確保等に資する事業を支援

③ 企業・大学等との連携による女性・若者等の消防団加入促進支援事業 1.2億円(令和元年度 1.2億円)

事業所の従業員や女性・若者等の入団を促すため、新規分団の設立等支援を実施するとともに、新たに自治体間で連携して入団促進を行う事業を支援

④ 救助用資機材等の安全で円滑な利用に向けた技術講習の実施【新規】 0.5億円

消防団の装備の充実強化を図るため、消防団員に対する救助用資機材等の安全で円滑な利用のための技術講習を実施

⑤ 自主防災組織の活性化への支援等【新規】 0.1億円

自主防災組織等の活性化を図るため、都道府県単位等の連絡協議会の設立の支援等を実施

国

地方公共団体

・大臣書簡(H31.4)地域防災力の充実強化に向けた地域の多様な主体との議論を要請
・支援(財政上の措置等)



・消防団の体制に関する中期的な計画の策定
・消防団が中心となり、地区防災計画を策定した地区等で自主防災組織等との連携により活動 など

【消防団に対する支援事業のイメージ(地域防災力の充実強化)】



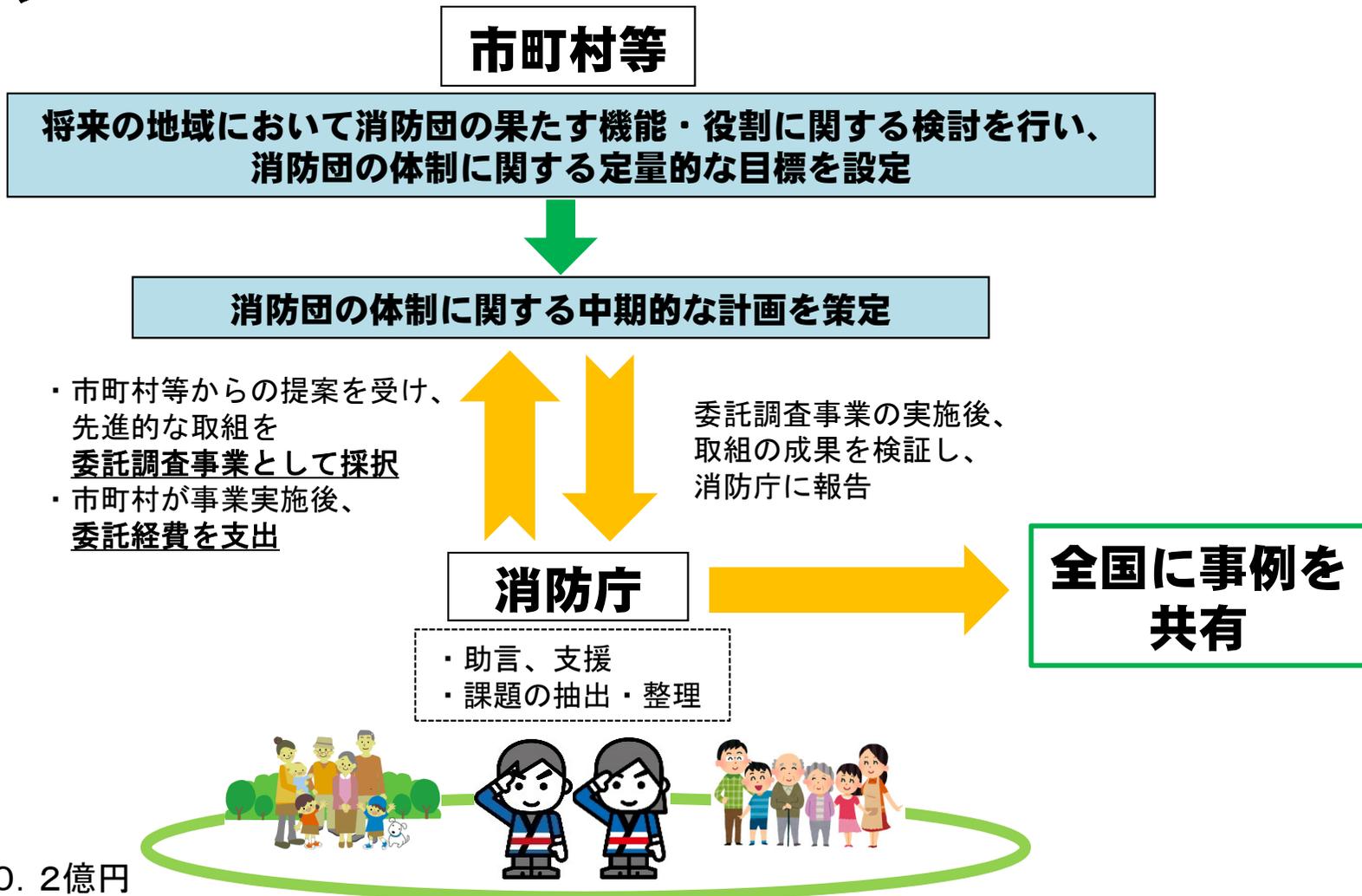
【企業との連携(建設業に従事する消防団員の防災訓練参加)】

消防団の体制に関する中期的な計画策定モデル事業

1. 趣旨及び事業内容

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に向けて、将来の人口見通し等を踏まえた、消防団員数や装備の改善など、具体的な数値目標を含む消防団の体制に関する中期的な計画の策定を全国で推進するため、各団体の計画策定プロセスや計画内容等についての課題を抽出・整理し、各団体が計画を策定する際の一助となるよう、委託調査事業（モデル事業）を実施。

2. 事業の取組イメージ



消防団の充実強化に関する計画の例（大分市消防団ビジョンの策定）

■大分市消防団を取巻く情勢（平成31年3月策定）

大分市人口推計 2040（令和22）年には… ●総人口 3.6 万人▼ ●生産年齢人口 6.5 万人▼ ●老年人口 5.3 万人△ ●高齢化率 34%	市民意識調査結果 重要と感じる施策は… ●防災・危機管理体制の確立 1.75 位 ●消防・救急体制の充実 6.25 位 ※2012～2017の平均順位（42 施策中）	危惧される大規模災害の発生 ●南海トラフ巨大地震 30年以内に70～80% ※過去にも慶長豊後地震と宝永地震により甚大な被害 ●短時間強雨の発生件数増加
●消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の制定 ～ 求められる役割の増加		

このような情勢の中、大分市消防団の現状は・・・

1. 担い手不足と団員の高齢化 ●充足率：90.6%（定員2,400名） ●女性比率：1.2%（全国平均3.1%） ●平均年齢：44歳（全国平均40.8歳） ●30歳未満団員：5%（全国平均14%）	2. 認知度の低下 市民意識調査では ●消防団のことを「ほぼ知らない」「知らない」が全体の約半数 ●「知らない」の内容は、約70%の方が「活動内容」「構成する人」	3. 活動環境 大分市消防団員アンケートでは ●「平日昼間に職場から出勤できない」が全体の約70% ●「職場からの参集に20分以上」が全体の50%以上
4. 育成体制 大分市消防団員アンケートでは ●「訓練機会や内容に物足りなさをを感じる」が多い ●「災害対応」「防災力向上の手法」など学ぶ機会をふやすべきとの声が多い	5. 様々な主体との連携 自主防災会長・防災士と消防団にそれぞれ行ったアンケートでは ●双方に「連絡先を把握していない」「どう連携していいかわからない」との声がある	6. 伝統 大分市消防団では ●はしご乗りの縮小（8挺⇒1挺） ●ラッパ隊員の減少（35名⇒11名）

現状を打開するため、**消防団長がビジョンの策定を決意**
 平成30年度に**消防団員が主体となって内容を作成**

- ### ■大分市消防団ビジョンの策定体制
- 市民意識調査や全団員対象のアンケートなどを下敷きで作成している
 - 消防団員を主体とした「策定作業部会」が中心となり内容の作成を行った
 - 外部有識者による「検討委員会」にて多様な視点からの意見を加えて策定した（大分大学減災・復興デザイン教育研究センター、自治委員連絡協議会、民児協、女性防災士会、商工会議所、男女大学生など）

■目標の設定と達成（課題の解決）に向けた取組み



第8節 数値目標の一覧

1	30歳未満の消防団員構成割合	2018(平成30年)4月現在 5%	2025(令和7年)4月現在 10%
2	大分市消防団の認知度	2018(平成30年)4月現在 54%	2025(令和7年)4月現在 70%
3	伝統的取組みに携わる消防団員数	2019(平成31年)1月現在 60人	2025(令和7年)4月現在 90人
4	平日昼間に出勤できる団員の割合	2017(平成29年)4月現在 29.5%	2025(令和7年)4月現在 35%
5	消防学校入校経験者の割合	2019(平成31年)1月現在 8.9%	2025(令和7年)4月現在 20%
6	「かた登消防団」参加小中学校数	2019(平成31年)1月現在 10校	2025(令和7年)4月現在 30校

※数値目標の達成を目指す取組は、策定時に実施している内容を記載しています。策定後は、本ビジョンに記載している取組を実現させることで達成に向け行動します。

- ### ■大分市消防団ビジョンの特徴
- 計画の「視点」
消防行政のうち、消防団に関する事柄のみ取り扱う、消防団組織のみで実行可能な内容とした。
 - 策定の「過程」を重視
団員向け説明会と意見抽出の機会を設け、より多くの団員が策定に関われるようにした。
 - 推進体制の確立
各基本指針に7年後の将来像達成に向けた成果指標を設定。また、PDCAサイクルで推進するために、8つの方面ごとに年間目標を設定し、年度末には外部評価委員を加え検証会議を実施する体制を確立した。
 - 意見書の存在
審議過程で検討委員から述べられたアイデアや課題解決に向けた発言のうち、消防団と行政の連携や将来の地域防災にとって必ず有益となる事柄をまとめたものを、市長に報告したうえで「意見書」として添付。
 - 製本の配布
より効果的にビジョンを推進するため、全ての大分市消防団員と、全自治会長、公民館、市関係部局、市議会議員に製本したビジョンを配本する

消防団設備整備費補助金（消防団救助能力向上資機材緊急整備事業）の概要

○補助金の趣旨

災害時における消防団のより効果的な救助活動を図るため、消防団の配備が進んでいない救助用資機材等の整備を促進することを目的。緊急対策として、3年間に限り、臨時特例的に創設。

○補助率

1/3（地方負担分2/3に特別交付税措置（措置率0.8）を講じている。）

○補助対象事業者

市町村（一部事務組合及び広域連合を含む。）

○政府予算額

H30補正予算：7億4千万円 R1当初予算：7億4千万円 R2当初予算：7億4千万円

【補助対象資機材】 各市町村で、必要な資機材の種類、個数を選択可



AED



油圧切断機



エンジンカッター



チェーンソー



ジャッキ



トランシーバー
(デジタル簡易無線機を含む。)



発電機



投光器



排水ポンプ



ボート



救命胴衣等(※)



切創防止用保護衣等(※)

※破線囲みの資機材は、交付要綱の一部改正（令和元年12月13日付け消防地第239号）により、補助対象として追加したもの。

※救命胴衣等とは、救命胴衣のほか、浮環、フローティングローブをいう。

また、切創防止用保護衣等とは、切創防止用保護衣のほか、耐切創性手袋、防塵メガネ、防塵マスクをいう。

準中型免許の新設に係る対応について（消防団で使用する自動車関連）

1. 道路交通法改正概要

- 道路交通法の改正に伴い、平成29年3月12日から「準中型免許」（車両総重量3.5トン以上7.5トン未満）を新設。
- 平成29年3月12日以降に取得した普通免許で運転できる自動車は、車両総重量3.5トン未満となった。
 - ※1 平成29年3月11日以前は、普通免許で、車両総重量5トン未満の自動車まで運転可能であった。
 - ※2 平成29年3月11日以前に普通免許を取得していた者は、引き続き、車両総重量5トン未満の自動車を運転可能。

2. 今後の対応方針

（1）消防団員の準中型免許の取得費用に対する公費助成制度の創設

- **消防団員の準中型免許の取得費用に対する公費助成制度を地方公共団体において創設すること。**
 - 平成30年度から、以下の経費について**地方財政措置（特別交付税措置）**を講じている。
概要：消防団員の準中型免許の取得に要する経費に対して市町村が助成した場合、その助成額の1/2を特別交付税として措置する。
 - 消防団員の準中型免許の取得費用に対する地方公共団体の公費助成制度の**先行事例等を消防庁から周知。**
【平成30年1月25日付け消防地第20号消防庁次長通知及び平成31年3月27日付け事務連絡】

（2）軽量の消防車両の活用

- 必要とされる消防力等、地域の実情を十分に勘案した上で、消防団で所有する自動車を**更新する機会等にあわせて、軽量の自動車（例えば、3.5トン未満の小型動力ポンプ積載車等）を活用することを検討すること。**
【平成30年1月25日付け消防地第20号消防庁次長通知及び平成31年1月25日付け事務連絡】

（3）自動車教習所等における周知

- 消防庁と警察庁が連携し、**普通免許を有していなくても準中型免許を取得することが可能であること及び準中型免許取得において地方公共団体により創設される公費助成制度の活用が可能であることを、自動車教習所等を通じ、新たに免許を受けようとする者に周知。**

【令和元年10月23日付け警察庁丁運発第136号警察庁交通局運転免許課長通知】

(参考) 道路交通法改正の概要 (平成29年3月12日から施行)

18歳から取得可能な免許

準中型免許の新設

1. 準中型免許の新設

準中型免許では、車両総重量7.5トン未満(最大積載量4.5トン未満)の自動車を運転できます(普通自動車も運転できます)。普通免許で運転できる自動車は車両総重量3.5トン未満(最大積載量2トン未満)となります。

2. 準中型免許の受験資格・教習日数

準中型免許は、18歳から普通免許なしでも取得できます。教習では、最短17日で取得可能です。
※普通免許は最短15日

3. 準中型免許に係る初心運転者期間制度

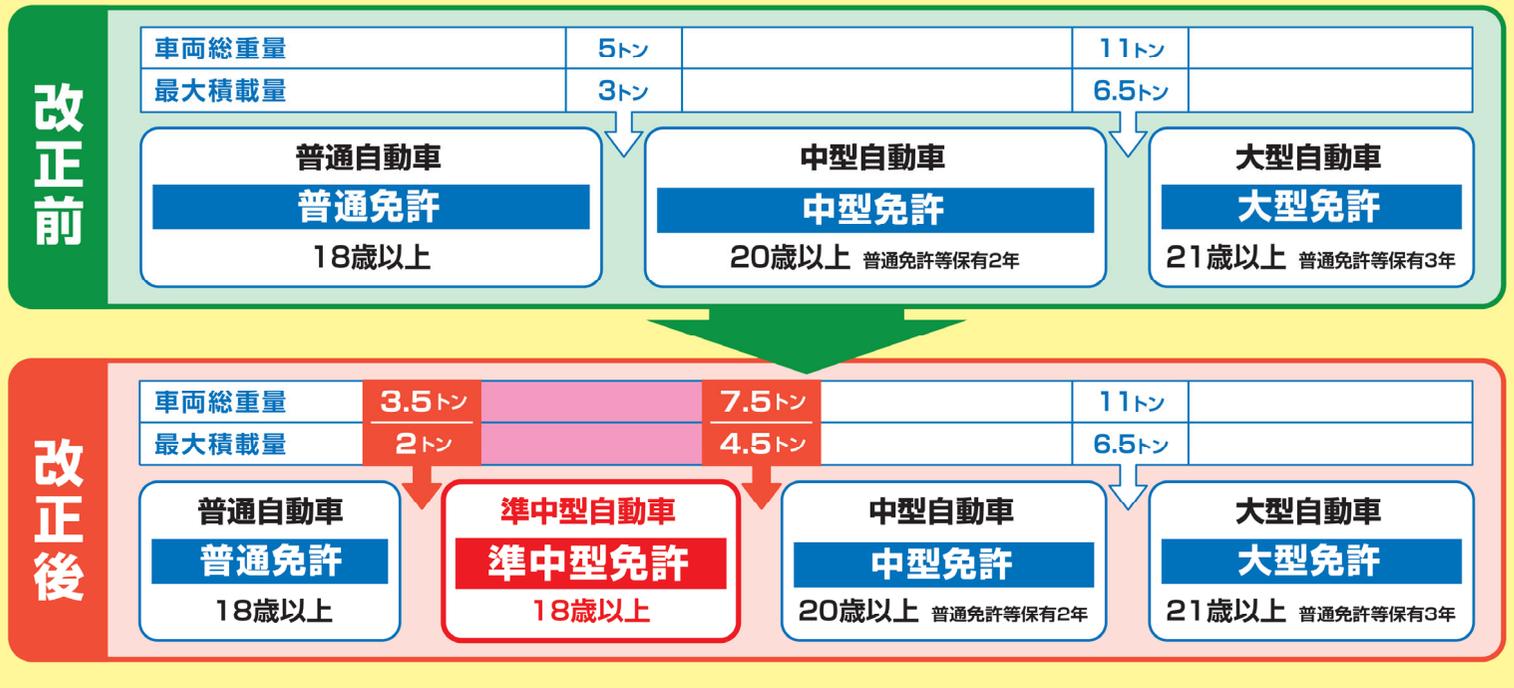
初めて準中型免許を取得した方は、準中型自動車を運転するときには1年間初心者マークを付けなければなりません。

4. すでに普通免許を保有している方は

引き続き車両総重量5トン未満の自動車を運転することができます。さらに限定解除審査(※)に合格すれば車両総重量5トン以上7.5トン未満の自動車の運転も可能となります。

※審査は、指定自動車教習所で最低4時限の教習等を受けた上での審査又は免許試験場での技能審査等のいずれかになります。

■免許の区分、受験資格等の改正概要について



18歳から
普通免許なしでもOK!



(警察庁ホームページより)

消防団マイカー共済（令和2年4月1日～）

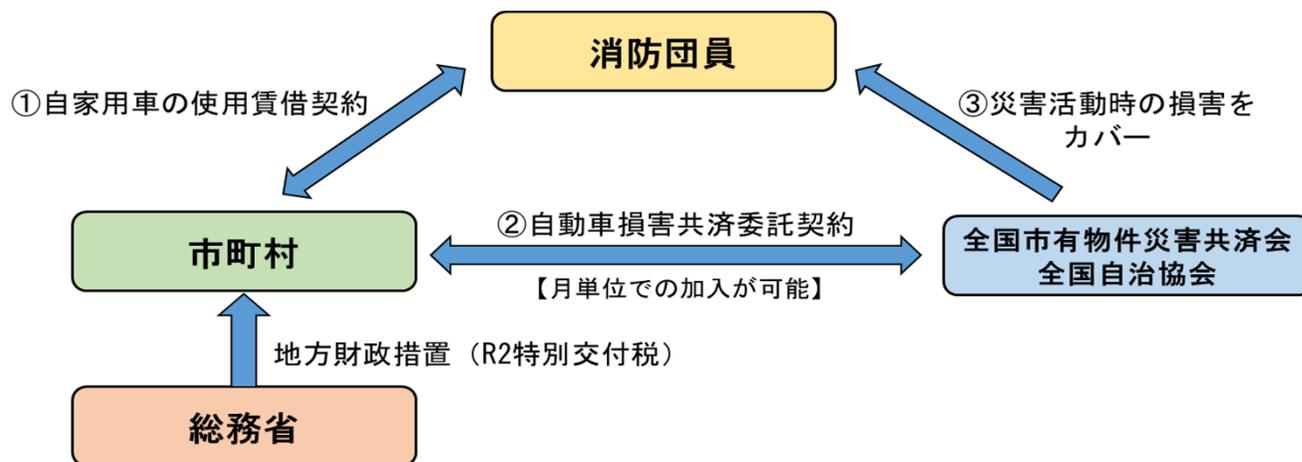
1. 趣旨及び事業内容

近年の大きな災害の発生状況等を踏まえ、消防団員に安心して活動してもらうため、マイカーや対物・対人の損害を補償する共済を開始。

具体的には、災害時に急を要する消防団活動のために、非常勤の特別職地方公務員の身分を有する消防団員がやむを得ず、自家用自動車（原動機付自転車を含む）を使用した場合に、当該自家用自動車を市町村が相互に救済する事業。

2. 実施主体

公益社団法人全国市有物件災害共済会（市分）、一般財団法人全国自治協会（町村分）



3. 共済事業のポイント

- ・1月単位での加入が可能（例：出水期（9月～11月）の3月加入）。
- ・実施主体から支払われる共済金は、優先払い（消防団員が加入している民間の自動車保険の適用が不要）。
- ・分担金に対して、令和2年度は特別交付税措置（0.5）を講じる。

4. 開始日

令和2年4月1日

5. その他

各都道府県・市町村に対し、令和2年3月31日付で消防庁次長名による通知を発出。

消防団活動における感染予防対策（消防庁HPでの情報提供）

消防団活動において、消防団員が、感染防止に留意して活動できるよう、予防方法や感染防止策など感染症に関する基礎的な知識などを消防庁HPに掲載し、情報提供を行っている。

（消防庁HP：<https://www.fdma.go.jp/relocation/syobodan/bousai/kansen-taisaku.html>）

【掲載内容】

○ 感染症対策

- ・ 感染防止対策の基本
- ・ 標準予防策(手指衛生)
- ・ 感染経路別予防策
- ・ 血液・体液等への曝露事故発生時の対応について
- ・ 新型コロナウイルス感染症とは(厚生労働省HP)
- ・ 新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安(厚生労働省HP)

○ 消防団員に対する教育訓練及び会合等の取組例

→ 市町村等における入団して間もない団員を含めた消防団員に対する教育訓練及び会合等の取組例を紹介。

○ 新型コロナウイルス感染症関係関連通知（避難所関係）

○ 正しい手洗いの仕方(政府インターネットテレビ)

○ マスクの正しいつけ方(政府インターネットテレビ)



③ マスクを下まで伸ばし、顔にフィットさせる

など